

一般建築物 石綿含有建材調査者講習

建築物(建築設備を含む)の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、2020年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、「石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。標記講習を受講し修了考査に合格すると、一戸建て等を含むすべての建築物の事前調査ができる有資格者となります。解体業・リフォーム・増築を行う事業所からの受講をお勧めします。自社物件の調査も可能です！

2023年
10月施行

建築物の解体・改修工事の事前調査は、
「石綿含有建材調査者」の資格が必要です。

【開催日時】 2022年6月21日(火)・22日(水)

1日目: 座学講習 9:30 ~ 18:00 予定(受付9:00 ~)

2日目: 座学講習・修了考査 9:30 ~ 18:00 予定

【講習会場】 建設プラザかながわ2階(JR・京急東神奈川駅徒歩7分)

横浜市神奈川区神奈川2-19-3 (045-453-9701)

【受講資格】 神奈川県連傘下の組合員で、必要な資格要件を満たす方

【必要書類】 申込書、資格要件を証明する書類、受講承諾書

証明写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm) ※画質が鮮明で無帽・無背景

【受講料】 49,500円 【定員】 60人

※受講当日、写真付き身分証明書(運転免許証・パスポートなど)と健康告知票の提出をお願いします。

* お問い合わせ・お申し込みは、所属の組合・支部窓口へ

【申請期間】 4月21日(木)から5月31日(火)定員に達し次第締め切ります。

